であった。そこで調査結果を報告するにあたり、

まず伊尾村につい

検地帳や当名帳を素材に、聞取調査により復原し得た近世の地

川(大田川)本流域である伊尾村から本郷にかけての地域と、赤屋等 三年間に及ぶ太田荘調査において、私が多く足を運んだのは芦田

芦田川本流域の村々

じめ

伊尾村の地名と名 伊尾村の検地帳地名

井原八幡宮の御当名について

芦田川流域の灌漑用水と水利慣行 伊尾村の灌漑用水

伊尾村の水利慣行

大田方における水利慣行 西上原村等における水利慣行

は

じ

め

K

の各村々ということになるが、近世の村の姿の復原を通じて、そこ 本調査での直接の調査対象となったのは、近代・近世の太田荘域

したい。

村から本郷にかけての灌漑水利と水利慣行について記述することと

名と村落景観について報告したい。

次に芦田川本流域における伊尾

服

部

英

雄

からさらに遡及して、中世の荘園村落のあり方を考えていくことと

したい。

伊尾村の地名と名

(1) 伊尾村の検地帳地名

太田荘桑原方伊尾村は、 中世には

伊尾村給田十二町

当村者、前下司兼隆屋敷」(嘉禎元年十月廿五日関東御教書)

といわれ、伊尾村の下津屋は

康連書状) 新儀被押立政所之候、可有直御沙汰候」(年欠七月十一日三善新儀被押立政所之候、可有直御沙汰候」(年欠七月十一日三善新儀被押立政所之候、可有直御沙汰候」(年次七月十一日三善

「伊尾郷分地頭押領」

反余について

とあり、さらに乾元二年新田所当年貢注文では、桑原方除田五丁八

表1―A 検地帳地名の位置が比定できるもの

松梅瀬二	— 田 田 W	片	実	 大	上組草水	下中 地組組 域
河	田根	田田	明	原	年 次 田 保	森通沖 原幸 字
にいや (石風呂)、(小谷) 塚の前、松尾、長迫、ゆつりは迫(「イズレハシ」カ)、塚の前、梅谷 (石風呂)、(小谷)	かけ田、どうけた山根、荒神風呂、成安、出口、山の神、高すすき	大ほの、ソネ(一畑)、こうご岩、小谷、わる田、みこ石片田、こふも、杉ケ平、妙音寺、大畠、上谷、下谷、こふけ、かり山、栗の木		大原、大ほの、一町田(壱丁ヵ)、ばんの木(同所にのき、上寺	そう田、もつから、城田、大明神、せらじ(畑)、水久保、かふ(う)しや	大本(やしき)、国宗、にいや(一前)、大前永幸(やしき)、国宗、にいや(一前)、大前永幸(をしき)、国宗、にいや(一前)、大前、大道、ひかし、久代、久保、大久保、小山、重とめ、大山、ひかし、久代、久保、大久保、小山、重とめ、大本で、ふし原、(かき原)なべつち、渕の上で、「大本廻り、原田、五反田(一下)、せんカ)、鴨田、大本廻り、原田、五反田(一下)、せんカ)、鴨田、大本廻り、原田、五反田(一下)、せんカ)、鴨田、大本廻り、原田、五反田(一下)、せんがという。

高 村 室長砂宮竜 ケ王	山権ノ現	下津屋	砂的神塚才	清 寺 四 田	大 山四山清
谷清入峠山	口川	花 田	原場田元原	清 寺 四 田 郎 丸 信 谷 沖	大 山四山清 成野 田野神光
ふもとから田(流田)、北熊、沖(一分)、平(一田の脇)、北清、なから田(流田)、末光、にがき坪砂入、森清、みじか通り	寺田本谷、山ノ神本谷、山ノ神	香門方(アゴノ方か)、よま風ノ鼻、本道坊、大坊、ほ大坊、不大坊(後大坊カ)、(下津屋の講組) 、寺田、東覚坊(東覚)、修理めん、大黒、森光、※谷寺田、東覚坊(東覚)、修理めん、大黒、森光、※谷	砂原、下すみ、袋尻、かね清、溝下まとは、竹の下(尻)、しんがひ、正伝(庵)神田、安楽坊、ホリ、助とも、大まへ、大原、天神まへ二井や、より頭	正田(正畑)、古屋(一道の下)、(中ま)四郎丸、国さね、森分(森カ)、おかふ(尾郷)、田ふちたや	東善坊(松崎側)、たたみ岩、大畠 「大原田カ」、こうげ(高下尻) 四反ほのおく 「山田、びしゃもん、 たぬきが迫、 笹原、 どうどう 四反ほのおく 「のようが迫、 笹原、 どうどう 「のような」 「一句」 「のような」 「一句」 「のような」 「一句」 「のような」 「一句」 「のような」 「一句」 「のような」 「一句」 「「のような」 「一句」 「「のような」 「しょうな」 「しょな」 「しょうな」 「しょうな」 「しょうな」 「しょうな」 「しょくな」 「しょく

幸合岩

えりす

宮

沖

かうこ岩、<よりすへ>、薬師まへ城カ)、宮ノ前 城カ)、宮ノ前

=	ケ	ŋ	+		7	オ	ウ~		1	7	表 1	以伊			髙
							<u> 主</u>		'		B	外尾			田
(荒神風呂)	けし田	国末、国成	きつね田、	田	柿か坪、川	おこせ、折	牛房尻、タ	田カ)、石の野辺カ)、石の野辺カ)、石の	石橋、石田、	有宗、あけ	検地帳地々			高田	滑
(荒神風呂)へ※山田の荒神風呂とは別〉、(小谷)、		国成、栗本、くし田、くろ田、蔵の尾	京めん、北迫(清光、甲斐村カ)、岸の下		川はた、(川原)、門田、かうの門(内)、かり又、かき	折口、大くろ、小田、尾道田、おち田	えん満坊、上谷、(えけ谷)	田カ)、石のかき(山田)、石くろ坪、伊尾尻、(石原)(同所山口、本地安楽坊辺カ)、井手料(山り辺カ)、家迫、一はい田、いせまち、池のもと、池尻、石ケ	出、井手ノ本、一反半田、石風呂(字瀬戸、かなんど	あはの本	検地帳地名の現地比定ができていないもの	小谷(日向)、小草(久代)、上原道ノ下	末国、頭五ら田(藤五郎渕辺カ)、二反田でんち、ならの木、光清、貞宗、大乗郡、瀬戸門、でんち、ならの木、光清、貞宗、大乗郡、瀬戸門、道めん(堂免)、よりかお、五輪町(五輪田カ)、こ	吉光、かふもと(こうもと)、かと(一割方)、高木、	日日

世 三郎丸、さやのもと、さけかど、才のたお(高村カ)、さじき サ 三郎丸、さやのもと、さけかど、才のたお(高村カ)、成道坊、(下谷)、清水(本地カ)、しひとが迫(山田カ)、次郎丸 かま(一向)
(よっからと、さけかど、 (1) 免り、下垣内、(しり免)、重と 清水(本地カ)、しひとが迫(

ワ	ラ〜ロ	=	ュ	ヤ	メ〜モ	۸_	**
渡、渡瀬	龍蔵	横山、吉広、横枕	行森、ユ田	休(―との)、弥富荒神町 やけや垣内、やしき町、安井、弥太郎田、(山の神)、山そへ、	もとすへ、森分、森広(同所ふろの下)	むつ町、宗実	崎、明道垣内、光森、みなみ(溝下)、水通し、三通り田、水口、みつ町、みこ 免 ん、宮 ケ

があり、今後の追求調査によって、さらにかなりの部分が復原可能 存するものは一五九、計判明するものは一八八、今の段階で現地比 は二九、小字内の小地名(通称地名)及び姓(苗字)、屋号として残 になると思われる。この検地帳には乱丁はないと思われるが、その セントである。山田谷、片田谷等十分な調査ができなかったところ 定作業ができていないものは一三五程となった。判明率は五八パー ことを前提とすると、検地帳記載の順序は 検地帳記載地名三二四ほどのうち、小字地名として残存するもの Щ 庄屋(土屋氏)宅辺——中組(近森)、高田-上組 (実明、片

大原)――・下組(桑原、 永幸)及び一部高田――・高村-―-

甲斐村 **卡津屋** →甲斐村、 本地 山田山 →本地

となっているようである。

ることができよう。 た同一地名が何ヵ所にもあったとした場合の異同についても判定す ることによって、 従って現地比定が困難な地名についても、 およその位置の見当をつけることができよう。ま この検地順序と照合す

る。

光は山田谷ではなく国実、 存したことになろう。 尾には清光が山田と甲斐村の二ヵ所にあり、 下方・清光名の御当を「カイムラ(甲斐村) 信氏宅の対岸にあるこの山田谷・清光をさしていることはまちがい っていないようであるが、後述する当名帳に、天保七年(一八三六) たと考えた方がよさそうである。現在の甲斐村地内に清光地名は残 らんで登場し、所有者も数筆が浄鏡寺となっている。従ってこの清 検地帳中にある。即ちその清光は検地帳記載では国実、四郎丸とな ない。ところがこの清光と同一とは考えにくい、もう一つの清光が の家もある。本検地帳でも「山田のぶ尻、 例えば清光という地名は現在山田における小字名にあり、清光姓 上述の推定を傍証しよう。このように考えるならば、近世の伊 四郎丸、 上オゴウ 平兵衛」が勤めてお 浄鏡寺の所在する甲斐村にあっ 同所清光」とあるから、 前者のみが今日まで伝

<u>ځ</u>

集積が容易だったと推測されるので、 形成されたものであろうか。この地は河川交通を利用しての物資の(宀) が考えられる。このことに関連して、 名もあったようである。矢多田川ないし芦田川の渡河地点に市場が 確認できていないが、甲斐村近辺に市場地名があった もの で あろ ち二筆の所有者が甲斐村の浄鏡寺となってもいる。現地名としては の苗字)、寺の前、寺田、上おがふ (甲斐村の屋号に尾郷) などと並 目したい地名について二、三指摘しておきたい。まず市場 であ 載順序等をも考慮しつつ、現地比定していくことが必要であろう。 んで登場し、一筆については森ぶん市場ともある。また全六筆のら るからといっても、それを短絡的に結びつけることなく、検地帳の記 地区にはよりすえ、片田、奥山田の三ヵ所にこうご岩地名が存在す いる。例えば検地帳に「かうこ岩」という地名がみえるが、今日の伊尾 さて以上のことをふまえつつ、本検地帳にみえる地名のうち、 下津屋周辺と推測されることにも注目しておきたい。 検地帳記載順序からすれば周辺には「渡り」「渡瀬」という地 市場は正田(甲斐村杉原宅屋号)、清光、もり分(森は甲斐村 聞取調査によって収集し得た地名と検地帳記載地名とが一致す 検地帳地名に「尾道田」があ 水陸交通のかなめだったこと 注

地帳地名の中には各村に普通にあるような地名も多く含まれて あるがボウジという屋号が山田川と芦田川の合流点近くにある。 次にボウジという地名が山田谷(下山田) にあり、 別に近くでは

可能性もある。

桑原と山田の境界の近くになっており、荘内小村の牓示に由来するおり、前者のボウジに相当しよう。上下町矢野の防地は太田荘域の将に由来するものとして、前回の「太田荘の石造遺物」(本報告院に由来するものとして、前回の「太田荘の石造遺物」(本報告のよりでは房地(房し)が、段の林、長迫、塚の前等と並んで登場して地帳では房地(房し)が、段の林、長迫、塚の前等と並んで登場して

得るのかは判断できない。

北居の地は確かに要害の地であるが、その起源が中世にまで遡及し地名があり、検地帳には瀬戸土居もある。芦田川の断崖を背にする地名があり、検地帳には瀬戸土居もある。芦田川の断崖を背にする地名があり、検地帳には瀬戸土居もある。芦田川の断崖を背にするが、の土居、東土居、東土居、南土居、瀬戸門等の姓、屋号、屋が、東西、大田町、下司の館関係の地名についてであるが、明確なものは次に地頭、下司の館関係の地名についてであるが、明確なものは

接中世の荘司に結びつくとは安易にはいえまい。 現存するショウジ(庄司カ)地名は草田のほか小谷にあるが、直

る。また検地帳からは下津屋辺に成道坊、大条坊、寂光坊、中道クゴン坊とも、検地帳の普門坊か)、ほかに本地に安楽坊が現存すのものに大坊、後大坊(不大坊)、東覚坊、本道坊、フゴン坊(フ大将軍(現姓大 成 権、検地帳では大乗郡)、また下津屋十二坊関係大将軍(現姓大 成 権、検地帳では大乗郡)、また下津屋十二坊関係大将軍(現姓大 成 権、検地帳では大乗郡)、また下津屋十二坊関係

崎にこえたところには東善坊があった。 下津屋に 現 存 す る坊、東善坊、えん満坊のあったことがわかる。下津屋に 現 存 す る お、 東善坊、えん満坊のあったことがわかる。下津屋に 現 存 す る お、 東善坊、えん満坊のあったことがわかる。下津屋に 現 存 す る お にこえたところには東善坊があった。

ては以下の御当関係の史料と併せて検討することにしたい。 これら以外に重要な地名に 名 関係の地名があるが、これに つい

註

- 渡河点に近接していた。国長嶋荘の高橋市場在家は六角川・高橋川・武雄川の合流点にあって国長嶋荘の高橋市場在家は六角川・高橋川・武雄川の合流点にあって渡河点、ワタリに近接していた。元徳二年、小鹿島文書にみえる肥前(1)『豊後国田染荘の調査』(付図)によれば田染荘の市場地名も桂川の
- 教示いただいた方を除き、列記することを割愛させていただいた。 (中山田)、大畑岩美氏、幸茂林一氏(片田谷)、前貞治氏(実明)、沖田友、即、、大畑岩美氏、幸茂林一氏(明治三七年生、本地)、矢敷福一氏、中田静男氏(以上高村)、宮本俊夫氏(寄末)、大成権音一氏(明治三氏、中田静男氏(以上高村)、宮本俊夫氏(寄末)、大成権音一氏(明治三氏、中山田)、大畑岩美氏、幸茂林一氏(片田谷)、前貞治氏(実明)、沖田友、即取に際し御協力いただいた方は毗沙強蔵氏(奥山田)、藤本幾雄氏、関取に際し御協力いただいた方は毗沙強蔵氏(奥山田)、藤本幾雄氏

役スル

(2)井原八幡宮の御当名について

井原八幡社の記録中には名にふれたものもあるので引用 して み た 現在伊尾村では名(みょう)ということばは殆ど聞かれないが、(1)

(I) 伊尾井原八幡宮御田植行事

V;

デ苗ヲ巫田ニ運ビ、宮役アタマツドイテ田植ヲスル、モチ米ト(2)(粟)(集) 名主方ニ行キ、名主桑原方市右衛門、尾首方頭左衛門ノサシズ(推図) 八幡宮大祭ニ供エル、餅一東ハ少シ長クモミ、三ツ重ネテ中央 主ガ作ル、稲刈ト(ト)ウスヒキハ宮役ト宮名主ガスル、此米デ(重復カ) タダ米二色ヲ拵エル、田植ハハンゲ二十日前ニスル、苗ハ宮名(半夏) 立秋ノ日ニ酒ヲ造リ込ム、九月十七日ニ餅六十束ヲ造リ十九日 慶長五子年五月十人組ヨリ一人宛出テ田頭ト一ショニ宮方肝煎(糯)

延宝六年五月、太鼓ノ花田植デ牛ヲ沢山使役シ供養、名主ハ皆 当シテ世話ヲスル役ヲ八幡宮御当名ト唱エ、名内ノ主十人ガ出 ニナカラホメラレタ、田植カラ大祭迄ノ年中ノ色々ナ行事ヲ担

デ供エ (ドブ酒ノママ)、祭後氏子ガ頂ク

ヲワラ三本デククル、之ヲ祭後六十名ノ氏子ヘクバル、酒ハ桶(これ)

井原八幡宮氏子伊尾・小谷・松崎ニ六十名(名々五戸乃至十戸

一(以下文化一四年から弘化三年までの当名記録)-

(II)

頭ガ出役スル

尾、小谷、松崎ノコト)、桑原方ヨリ一名、下方ヨリ一名ノ田 アリ)アリ、之ヲ年ニ二名宛(桑原方上伊尾ノコト、下方下伊

参照

(II) 九月十九

嘉永三戌 此宮御当親名ノ覚 貞金名

同五子 正末名

東し嘉兵衛

ふし原廉蔵

末定名 丸山分高村相模

行森名 実藤名 森久 実藤弥 三郎

国宗名 元末名 (元カ) 広末栄蔵 国宗龍蔵

次郎丸名 中嶋和平次

片田周蔵 千光見せ林助

有延名

定清名

141

															•				
文政 二卯	文段 元寅	文化 一四			桑原方	表 3 文化一						嘉永四亥							
末時名	木香名	定宗名	海里(亲)名	卸当、現)と		四(二八一七)	近森名	末政名	末森名	政友名	広政名	まさ末名	大原名	もつこう名	しげとふ名	成末名	光清名	実明名	吉広名
シンヤ茂兵衛	伊之助組猶蔵	桑原方元右衛門	日 名 君	ī.		年から弘化三(中土い茂四郎	向土い小市郎	かどや良平	折坂万七	広政惣吉	原ノ広吉	大原今へ次郎	伊之助	上□孫十郎	同所今へ惣五郎同人	城田吉右衛門	実明忠右衛門	大畑庄八
	木香ハ草田	貞宗ハ高田	現地比定	備		一四(一八一七)年から弘化三(一八四六)年の当名	יות	יוע					大原今ハ次郎三郎支配栄次郎			郎同人	1.1	1 1	
辺ヵ※一 末時ハ大乗郡(高田)			検地書順	考		右													
 末 元 名	末延名	森清名	省当(第)名	町当へ現)名	下方			済(以下略)」	之所、中	「弘化四						. 3-	يمر	-1-	「弘化二乙巳当リ」
高村今蔵	甲斐村源十郎	高村新七	社	r. 文				下略)」	之所、寄合ニ而此度大イ	「弘化四丁未御当ハ高田橋	山根名		国成名 [「嘉永二丙百	弘化三丙午当リ	すへとき名	定宗名	吉光名	ヨリー
_		森清ハ高村	現地比定	備					ン御口	田橋田屋利助此御当之義先年八	ネギャ勝蔵	末国比兵衛	国成 庄蔵	內百兵衛」		// 多助「ト	高田橋本元右衛門	土い三郎右衛門	
1 19 174	度頼周辺、甲斐村カー末のふへ河原、為久、		検地書順	考					但し十月十九日ニ御シメ上	三之義先年ハ┃┃当り					今八万兵衛是也」	-/			

		-												
一 ○ 九 亥 戌	八酉	七申	六未	五年日	日三日辰	天保二卯	一三寅	三二五子	一 ○ 九 八 亥 戌 酉	七申	六未	弄	四巳	三辰
吉 光名名	石田名	吉広名	山袮名	末政名	治郎 丸名	実藤名	国宗名	広 政 名	末森名名名	シゲトウ名	光清名	マサ末名	有宗名	貞金名
ドイ三郎右衛門	折坂戸七	大畑ヶ庄八	袮宜谷勝蔵	向ドイ小一郎	中島与太郎	実藤弥三郎	国宗藤治郎	広政惣吉 吉田氏兵衛	カドヤ 森久惣兵衛	上寺嘉四郎	高田吉右衛門	東政兵衛	ハラ文平	一 伏原為八
吉光ハ高田	折坂へ近森	山田、大畑、片田、奥	田、袮宜谷ハ高山根、小字ハ山	向ドイハ近森	市、ミリー・中島へ近森	実藤ハ桑原	国宗ハ桑原	広政へ近森 末国へ高田	カドヤハ高田森久ハ桑原本の大原を見い本地	上寺八草田	光清へ高田	東ハ桑原マサ末ハ山田、		
		エ辺カ吉広ハ井原、ヨリス	山根ハ広政(近森)辺	末政ハ近森辺カ	周辺カ 大郎丸ハ天王、大本				高木(高田)辺ヵ 行森ハ実藤周辺ヵ				ラハ原田(桑原)カ国宗(桑原)周辺、ハ有宗ハ天王(近森)、	
四郎丸名	末シゲ名	清光名	為久名	実宗名名	光 古公 大 屋 大 屋 大 本 大 本 大	次 郎 森 名	吉末名	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	寄藤名 末宗名	タダシゲ名	寄末名	山田名	末重名	成安名
四郎丸兵治郎	本地カジヤ	上オゴウ平兵衛	与右衛門	小谷コウヤ茂兵	本地嘉兵衛		カイムラ高屋	小谷十名	本地惣五郎	高村粂次郎	尾首	板ヤ紋兵衛	出口新吉	一高村ヒラ井原
四郎丸ハ甲斐村国実ハ甲斐村		オゴウハ甲斐村			実政ハ小谷、	安森八小谷		金清八本地	寄藤ハ本地		宮沖、尾首トモ	山田	出口八山田	ラハ高村成安ハ山田、ヒ
	-	清光ハ甲斐村カ	為久所有者ハ浄鏡寺					清(高村)、森広辺カーブトシハ砂入・永		(高村カ)周辺				森)近辺ニモアルカ

		芦田	日川本	充域	の村々	
三午	言	弘化 元辰	一四卯	一三寅	三丑	一 一子
栗元名	国森名	近森名	成末名	末定名	元末名	貞清名
シンヤ茂兵衛	高田大工谷庄蔵	中ドイ茂四郎		丸山	元末栄蔵	片田孫右衛門
	大工谷ハ高田	中ドイハ近森	城田ハ草田			
栗もとハ寄カネ周辺						
森末名	実政名	森広名	光森名	末光名	石丸名	次郎丸名
甲斐村古谷	小谷	高村兵三郎	本地寄藤	高村庄三郎	小谷	松崎
		森広へ高村カ	寄藤ハ本地	末光ハ高村	通丸へ小谷・大	
		村)周辺森広ハ森清、平(高	光森ハ下すみ(本地)			

桑原方三〇名

※1 史料(■)では高田橋本

さね等は御当名にはみえない。外もあり、検地帳の三郎丸、重とめ(重富)、よりかね、則成、すへ外もあり、検地帳の三郎丸、重とめ(重富)、よりかね、則成、すへ当する単位としての名(当名)でもあることが確認できた。但し例後地帳にみえた名的な地名の多くが、井原八幡の御当(頭)を担

(3) 当名が従事する内容は田植行事記録に詳しいので省略し、ここで本まの位置と当名従事者の関係をみよう。まず広政名を広政惣吉がは名の位置と当名従事者の関係をみよう。まず広政名を広政惣吉が担当したように名名と屋号等が一致するものは七例、近森名を中ドセいると思われるのはマサ末名、吉広名、成安名、ノブトシ名の四のであり、前者の名と出役者が同一地域である場合は比較検討が可能な三五例中の九割近くを占めていたことになった。

下方三〇名

れる。

出役した。出役した。と出役者の関係は次のようにいえよう。各近のて御当名(親名)と出役者の関係は次のようにいえよう。各近のでは、多少距離があっても別の家のもの(血縁関係か)が交代しては、多少距離があっても別の家のもの(血縁関係か)が交代しては、多少距離があっても別の家のもの(血縁関係か)が交代しては、多少距離があっても別の家のもの(血縁関係が)が交代した。

さてこうした名の歴史的な起源そのものは、荘内の上原村のよう

なお弘安一○年(一二八七)の注進状(年貢注文)に登場する「伊

原としている。今次の調査でも新しい見解を提出することはできな尾郷中原新田」については、早大による『太田荘調査』が小谷字中

田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。 田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。 田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。 田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。 田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。 田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。 田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。

っていた名で、横断性をもっていたともいうことができるだろう。大田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名、太田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名太田荘域内の名村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名

表4 伊尾の近世の名と太田荘の中世の名

かった。

よりとお	三郎丸 成末(四郎丸	安 石 森 ——	近森 近守(宇賀村)	貞清 一	次郎丸 二郎丸(大田)	国宗	定宗	御頭名帳 立 券 アー	
	<i>"</i>	() () () () () () () () () () () () () (子賀村)		(計画)			文年	-
	三郎丸(上原)		四郎丸(上原)	安守(上原)		貞清(宇賀)		国宗(寺町)	貞宗(宇賀)	建保六年徵符	3
依遠(康正二) (小童保)						貞清(応安三)	,		貞宗(元徳二)上	そ	
)貞宗(寛永一五)	他	

註

ないが門徒みたいなもので、皆で祭っている「わ」のうちをいう。大名ということばを使う。藤井恒氏によれば、みょうでんとは門徒では(1) 赤屋の場合、大歳神社の「みょうでん」というような形で、現在も

ことである。 歳の組には清水や峠神も入っており、これを「わ」のうちというとの

大夫の林幸三氏によればミコ田は高村の沖氏宅の下方にあり、これがはる

本稿では吉岡猪久馬氏や門藤幹夫氏が筆写されたものによった。氏、吉岡猪久馬氏より)。なお田植神事の原本の所在は未確認である。(3) 田植神事は明治初年にはすたれ、現在は行なわれていない(林幸三人が耕作していたが、そこの米を神社に出したとのことである。

ように思われる。

△ 付記

本節では検地帳地名の復原を目的としたが、この地名の中には現在本節では検地帳地名の復原を目的としたが、この地名の中には現在を完した。 大権問題上の配慮から使用されなくなった地名も含まれている。しかした方でなうこととした。本調査が近世の太田荘の姿を通じて、中世太田荘の復原を行なうことを目的としている以上、いわれなき差中世太田荘の復原を行なうことを目的としている以上、いわれなき差中世太田荘の復原を行なうことを目的としていることはできない。検別に苦しんできた民衆の歴史の解明を避けて通ることはできない。検別に苦しんできた民衆の歴史の解明を避けて通ることはできない。検別に方がや御当帳にみる井原八幡社祭祀への参加の仕方等の分析はたりたできた。本調査が近世の太田荘の姿を通じて、中世太田社の程度によりに断片的なものであった。今後究明すべききわめて重要な課題としたい。

一、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

なく、用水の歴史については未詳というほかないが、各井堰におけられていた。それらの井堰の起源について直接語ってくれる文献は太田荘中心地域を貫流する芦田川には近代には多くの井堰が設け

し、それらを通じて各用水開鑿の歴史的背景をさぐることもできる村落共同体の特質をあますところなく伝えてくれるように思われるる水利慣行、特に旱魃時における水利慣行は、水を媒介とする近世

最初に伊尾村における主要灌漑水系を略述しておこう。 最初に伊尾村における水利については、古く大正五年、農商務省が 大田正域は当年の場合では実態を把握しがたいものもある。 は下この先行調査に導かれつつ調査を進めた結果を報告されていいすが、 は下この先行調査に導かれつつ調査を進めた結果を報告されていいすが、 は下この先行調査に導かれつつ調査を進めた結果を報告するが、 は下この先行調査に導かれる水利については、古く大正五年、農商務省が

① 伊尾村の灌漑用水

った)によれば文政年間の伊尾村の堰、池、溝は左の通りである。藤高氏(屋号堂免)所蔵国郡志指出帳(吉岡猪久馬氏筆写本によ

内

堰拾三ヶ所

尾郷川 才原井手 長拾八間

同川 野土井手 同拾八間

二、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

成w 実 田 明 四郎丸 寺谷 同川 同川 片田川 同川 同川 山田川 同川 多屋川 同川 物の幸川 溜池七ヶ所 古屋井手 杉の平井手 新ィや井手 丸田井手 板屋井手 出口井手 二井屋井手 仁河原井手 寄末井手 高田井手 井原井手 司 宝永三年出来申候 同 二 畝 水留三畝十八歩 三畝 同四間 同拾間 同六間 長五間 長三間 同八間半 同拾九間 同四間半 同拾壱間 同弐拾五間 同弐拾六間半

貞享三年ニ出来申候 拾五歩 横五間 間 横堅 横竪 五三 九治 間間 間間

出来申候年代相知レ不申候

丸田溝

長三丁五拾八間

板屋溝 出口溝 寄末溝 高田溝 井原溝 野土溝 才原溝 古屋 片田 西原 古屋溝 杉之平溝 仁河原溝 二井(屋)溝 一溝拾三ヶ所 右同断 右同断 右同断 長三丁三間 長五丁拾八間 長壱丁九間 長五丁拾五間 長拾弐丁弐拾壱間 長八丁拾二間 長拾五丁四拾弐間 長拾七丁四拾五間 長拾壱丁三拾四間 長六丁拾四間 同 弐拾壱歩 同 長五丁四拾六間 弐拾七歩 壱畝六歩 横四間弐歩竪五間 横竪 三間 間 横竪 九間間

新ィ屋溝 長七丁九間

野土井手に該当することがわかる。

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川

のことである。現在矢多田川が芦田川と合流する地点の わず か 上
のことである。現在矢多田川が芦田川と合流する地点の わず か 上
でが、矢多田川右岸に屋号尾郷(おごう)があり、その前に大悟(お
ご)橋がかかっている。今日この矢多田川(尾郷川)から 取 水 す
ご)精がかかっている。
日本が、大の支流矢多田川

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川

まず尾郷川はその流域を指数に、
まず尾郷川はその流域を
まず尾郷川は
まず

杭、そだ、砂で堰き、洪水の都度堰き直す原始的な井手であった。 次に多屋川は芦田川本流をさす。矢多田川合流点より三〇メートル上流、芦田川左岸に屋号多屋があり、田谷橋が本流にかかる。 高木井手(下溝、頭首工は梨木橋上流にあったが、現在は損壊して 大メラ井手と共有になっている)がある。高木井手の名称は近くの 地名高木による。高木井手は高田の北方ヨリスエ(寄末、ヨロスエ ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は ともいう)の部分をも灌漑する。

分を灌漑するが、これは近代に作られたもので(大成権音一氏談)、ナメラ井手の上流に新井手があり、高田のうち畑田と呼ばれる部

畑田の地はその名の示すとおり元来は畑であった。

審末に頭首工をもつのが、つたや井手である。主たる灌漑域は尾首城山と芦田川本流との狭少地を通過した東方高村であった。高村首城山と芦田川本流との狭少地を通過した東方高村であったが、これは水車の動力源として引水されたもので、灌漑用水ではなかったらしい。また左岸に梅谷と呼ばれる狭小な水田があり、現在は道路たしい。また左岸に梅谷と呼ばれる狭小な水田があり、現在は道路が、但し名称は確認できなかった)。全般に左岸は岸が高いため、この井手を除き本流から灌漑用水を引水することは困難となっている。

井手にそれぞれ該当しよう。
○メートル上流に堰口をもつ現つたや井手に該当し、同じく寄末井指出帳の井原井手はかつて存在した屋号井原(井原橋東岸)の一○よートル上流に堰口をもつ現つたや井手に該当し、同じく寄末井 は出帳の井原井手はかつて存在した屋号井原(井原橋東岸)の一○

ニイヤ井手(左岸)、青垣井手(左岸)、塚前(塚し げ)井 手(左次に山田川にはカギタ井手(左岸)、東田井手、松尾井手(左岸)、

その下にホリ井手があるという。 大の下にホリ井手(左岸、これをニゴラ井手という人もいる)、 大の下にホリ井手があるという。 その下にホリ井手があるという。 その下にホリ井手があるという。

る。

のものを指すものと考えたい。根井手、そして板屋井手は今日屋号板屋近辺を灌漑する板屋井手そ出口井手は元屋号出口(現在は屋号石シゲ)の近辺に堰のあった山田郡志指出帳に記された三つの井手は仁河原井手はニゴラ井手、

丁(約五五〇メートル)どまりのものしか書き上げられていない。が、国郡志指出帳には山の神井手の名はみえず、また溝の長さも五ており、水路総延長は二キロメートル近く灌漑面積は一三町に及ぶ神井手で、山田川流域のみならず芦田川左岸の高燥 地 を も 灌漑しなお今日山田川より取水する用水で最も規模の大きなものは山の

杉の平井手のみを記し、にいや井手を木香川にかかると誤記してい杉のひら井手(右岸)、にいや井手(左岸)等があるが指出帳には次に片田川にかかる現在の井手は大ぼの井手、こうごいわ井手、

りである。古屋井手については知るところがない。 や井手が正しくは木香川ではなく片田川にかかることは先述のとお だ、山下井手(左岸)、新開井手(定岸)がある。このうち指出帳に が、原井手(左岸)、新開井手(定岸)がある。このうち指出帳に には、 一下井手(方と)、 新中井手であるが、 新 には、 一下井手(方と)、 新中手であるが、 新 には、 一下井手が正しくは木香川ではなく片田川にかかることは先述のとお のとおりてある。 古屋井手については知るところがない。

よう。

以上が伊尾村における灌漑用水の概観である。全体に文政段階の以上が伊尾村における灌漑用水の概観である。全体に文政段階の以上が伊尾村における灌漑用水の概観である。全体に文政段階の以上が伊尾村における灌漑用水の概観である。全体に文政段階の以上が伊尾村における灌漑用水の概観である。全体に文政段階の

いう地名によって池の痕跡を知り得る程度、城田(こうじや谷)、片ばかりである。現在四郎丸には池はなく、実明も「つつみの横」と次に池は七ヵ所が書き上げられているが、いずれも小規模なもの

の造成であることがはっきりしている。 ないこれらの池は新しいものの可能性が強く、 田には池があるがきわめて小規模なものである。現在伊尾には政吉 鳳林寺池(個人池)、桑原池等があるが、指出帳の記述と一致し 特に桑原池は戦時中

報告してみたい。 さて以上をふまえて、次に伊尾村用水における水利慣行について

(2)伊尾村の水利慣行

5 にいや井手に共通してみられる井落とし慣行について述べて みょ 伊尾村における水利慣行のうち、最初に高木井手、及び矢多田川

1 大正五年農商務省『農業水利慣行調査』は次のように 記して 高木井手

る(三〇六頁)

末ノ水引ハ幸合岩マテ帰ラサレハ、再度溝ヲ堰キ水ヲ田ニ入ル 幸合岩マテ帰ラサレハ再度来ラレサルコト、 リ、寄末へ引水スルトキハ、上流ノ堰場ヨリ切り流シテ帰リ、 三川村大字伊尾字高田ニ於テ高木堰ヲ普通ハ随意ニ引水シ得 モ、寄末作人ハ高田字ヲ隔テタル地ナルモ堰ハ同一ナルニ依 高田溝受作人ハ寄

、事能ハサル慣例アリ_

手のかかる地域は高田と 寄末であり、前者が上流 慣行をいう。即ち、高木井 しれないが、次のような 簡単にすぎて難解かも

等を積み、傾斜地を掘鑿 その狭隘な斜面地に石垣 り下流右岸)、高木井手は の場所があり(竜王橋よ 山にぶつかるような地形 の両者の間には芦田川が

後者が下流にあるが、こ

幸合岩の下を高木井手が通っている(手前は芦田川)

して設けられている。そ してその狭隘部約一○○メートルが終わるところにこうごう岩(字(ℓ)

手はその岩の下を通過して寄末を灌漑している。日常は高田農民は

名幸合岩、但し神籠岩とも記される)と呼ばれる巨岩があり、高木井

板を設けて引水し、その余水が寄末分に流れるようになっていた。 それぞれの田に引水するため、各自の井手にナンバ板と呼ばれる堰

高田地内用水路に設置されていたナンバ板をはずし、全ての水を寄

しかし旱魃時及び多量の水を必要とする田植え時には寄末農民は

七度も八度も行なわれることは普通だった。
七度も八度も行なわれることは普通だった。
七度も八度も行なわれることは普通だった。
日身の田に水をあてることができたが、上流から順次水を落としていった寄末の人が幸合岩に到着するまでは水をあてることができが、上流から順次水を落としていった寄末の人が幸合岩に到着するまでは水をあてることができが、上流から順次水を落としていった寄末の人が幸合岩に到着するまでは水をあてることができが、上流から順次水を落としていた。この井手落としは一日に何度もくり返し行なわれた(一度だけでは多くの水は寄末まで到達しなかったらしい)。寄末の人が高田のナンバ板をはずし終えてこうごう岩につくと同時に、交代要員が上たむかって出発し、堰口から再度一ヵ所ずつ高田のナンバ板を落としながら帰ってくる。早魃がひどくなればそれだけ回数も増え、としながら帰ってくる。早魃がひどくなればそれだけ回数も増え、としながら帰ってくる。早魃がひどくなればそれだけ回数も増え、七度も八度も行なわれることは普通だった。

ようである。 流にあるため高田の方はそれほど深刻に用水に悩むことはなかったくる時間の間だけ水あてができるにすぎなかったともいえるが、上早魃時の高田にとっては寄末方がこうごう岩から堰口まで登って

手に土地を提供するかわりに水利権を得たのではないか。というの的に、高田地内を通る形で開鑿されたものであろう。高田は寄末井三〜四町に対し寄末は一五〜六町もあって元来は寄末への分水を目高木井手は指出帳での呼称は寄末井手であり、灌漑面積も高田分

のである。

体を灌漑していたことの名残ではなかろうか。 は元来高田にはナメラ井手があって、地形から判断する限りナメラは元来高田にはナメラ井手がありの畦畔は土手のままでコンクリートににおける高木井手がかりにも落ちるようにする慣習もあった。即における高木井手がかりにも落ちるようにする慣習もあった。即における高木井手がかりにも落ちるようにする慣習もあった。即たおける高木井手がかりにも落ちるようにする慣習もあった。即は元来高田にはナメラ井手があって、地形から判断する限りナメラは元来高田にはナメラ井手があって、地形から判断する限りナメラは元来高田にはナメラ井手があって、地形から判断する限りナメラは元来高田にはナメラ井手があって、地形から判断する限りナメラ

橋本実二氏(大正五年生)関取調査 前久保さとし氏(大正四年生)、祢宜本重二氏、田治林昭氏、として作られたという歴史性に起因していると思われる。寄末が井落としの権利を得ていたのは高木井手が元来寄末の水路

② にいや井手 (矢多田川)

行について農商務省調査の言及するところはないが、次のようなもする矢多田川・にいや井手である。にいや井手における井落とし慣高木井手に類似した慣行がみられるのが本地・下津屋に水を供給

下を流れ、いわゆる坊主岩(下津屋の人の呼称。本地の人は特に坊にいや井手は取水口よりほぼ福塩線の谷側(西側)の河岸段丘崖

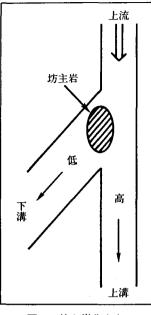


図1 坊主岩分水点

えども「綺うてはならぬ」しきたりであった。 をども「綺うてはならぬ」しきたりであった。 ま岩といわないようである)の所で、本地のみ灌漑する上溝と、本 主岩といわないようである)の所で、本地のみ灌漑する上溝と、本 主岩といわないようである)の所で、本地のみ灌漑する上溝と、本

によって、全ての水が下津屋に流下するようにすることができた。越時には下津屋農民は下溝内におかれたあて場用の石をはずすことで場(取入口)を作り、下津屋にはその残りが流入していたが、旱落としが行なわれた。即ち平時は本地は水路に石などを置いて、あったが、坊主岩の上より水位が下がるようになると、下溝では水あったが、坊主岩の上を水が越えているようなら水は十分ということでこの坊主岩の

再度用水を堰くことができるというものである。石をはずしながら坊主岩まで遡り、下津屋側が再び戻ると本地側は境界に芦田川に突き出るように山があって、ここから下津屋側が堰つまり現在は福塩線によって切り取られているが、本地・下津屋の

中頃、 等で耕地が減少した)。 麦も植えたから余計田がからからに なって **う去ね」と叱られ、「用もないのにおる」と途中の人にごとごとい** 間をかせいだ。本地方の皆がみていて、立ち話をしていても「早よ 認められていたので、小便したくなくともしたようなふりをして時 としに行くのは一人ずつで、坊主岩に着くと煙草一服や小便程度は 地が大方倍あった(芦田川河川改修、 いた)。一日二交代、昼は昼、 に帰ってその姿がみえなくなるまで待つのが本当だという人も複数 て下津屋方が一足でものいたら、 さにゃあてられん。田にいて「ごくろうさん」とはいうが、ふり返っ われた。本地は下津屋が(下る際も)落としたところのあて場をこ 王さんのところにかげがあれば休み、夜寒い時は火を焚いた。 で、じゃまをして交代でいった。そこにやず(薮)があり、 いう家が村境だったが、そこがこまい(小さな)店をして い た の 麦を苅ってから)もやった。下津屋の一番上の「つたや」と 水落としは田植えの時もやるし、 夜は夜で水番をした。 水をとめた(なお下津屋の山かげ 荒田をこさえる時(六月の 三川駅前の宅地増加、 昔は今より耕 昼は仁

いた。あんな頃のこと思や、今は話にならん。

さん(大正十一年生、下津屋)の御意見である。というのが福永力男氏(明治三十九年生、下津屋)や岡田はるえ

も聞き取り)(他に本地(森次郎氏<昭和六年生>、末国喜好氏<大正五年生>らから

により半々)となっており、両村立会の井堰で、そのうち上溝は本により半々)となっており、両村立会の井堰で、そのうち上溝は本地が独占する。しかし下溝については下津屋への水供給を目的に設置されたものであろう。本地そのものは下溝がなくとも上溝から引水可能な地形であった。本地は下溝に土地(溝敷)を提供する代わりに水利権を獲得したものであろう。下津屋の水落としが下溝の範囲に限定されており、決して坊主岩より上流や上溝に行くことができなかったのは、そうした歴史的な背景があってのことであろう。を井手下溝を指すものであり、下津屋用の用水と認識されていたこや井手下溝を指すものであり、下津屋用の用水と認識されていたことを示している。

る予定となっている。もはや水落としが行なわれることは永久にな盛土され、今後は八田原ダムの水のポンプアップによって灌漑され、田原ダムの完成に伴い下津屋耕地は水没をまぬがれ る ため に

ができないというきまりに守られつつ、昔のままに機能をはたしつくなるだろう。だが今日でも坊主岩の分水装置は、誰もさわること

才原井手、甲斐村井手、にいや井手の三井堰の関係

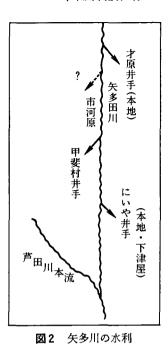
3

づけている

この三井手の関係について大正五年農商務省『農業水 利 慣 行 調手右岸一○町、にいや井手左岸約一五~二○町を灌漑している。流から順に位置しており、それぞれ才原井手左岸約三町、甲斐村井次に各井手間にみられる水利慣行をみてみたい。右の三井堰は上

査』は

は市河原という地名は甲斐村井手の上流右岸にあり、その上方、才を収きとめてしまうと、下流にある甲斐村井手、にいや井手(下津屋谷井手)が困窮するため、才原井手の取水口を制限し、深さ五寸屋子手)が困窮するため、才原井手の取水口を制限し、深さ五寸を収きとめてしまうと、下流にある甲斐村井手、にいや井手(下津と記している。この慣行は最上流にある才原井手が完全に矢多田川と記している。この慣行は最上流にある才原井手が完全に矢多田川



である。
甲斐村井手そのものであろう。この井手にも同様の制限があった訳いうから(河原寛二氏談)、その井堰を指すものか。おそらく前者のいうから(河原寛二氏談)、その井堰を指すものか。おそらく前者の原井手二〇メートル下流に二〇年程前まで別の井手があったとも

ことはしなかったといい、文政約定書の存在もきかないという。取り決めはあったが、旱魃の時のみ行なわれ、普段キリコをあてるは非常に困難である。本地、大原繁澄氏の記憶では深さ五寸というこの調査報告に書かれた三井堰の関係を現段階で再確認すること

> 間は自分では何もしなくとも田に水が入ったという笑い話にも似た 話が伝えられているが(吉岡猪久馬氏談)、当然こうしたことは甲斐 や井手には殆ど水がこない状態であった。下津屋農民は本来的には が受益地であり、かつ才原井手のかかりの面積は三町と 少 な かっ しっかり記憶されている。才原井手とにいや井手は同じ左岸本地村 する事態になったとの話が記録されている(故森近仁助氏談として 井手を切り、本地側が切っを改める等乱闘事件があり、巡査が出動 村の反感を招いたことだろう。 余水を自身の水田である下津屋に引水しようとしたので、本地の人 自分たちの井堰ではない才原井手の水あてを積極的に行ない、その の余水を同じ村内のにいや井手がかりに落とすことができた。 たことは昭和になっても二~三回はあったと記憶されている。 前掲ノート)。 四年の旱魃では才原井手、甲斐村井手が取水したのちには、 最上流にあって優位な才原井手から多量の水を取水すれば、 ほかにも甲斐村井手側がおこって才原井手を落とし 明治二三年七月には甲斐村側が才原 昭和 にい そ

あててはいけなかった(完全に水をとめてはいけない)というきま手、甲斐村井手を堰く際には井手を砂で堰かねばならず、むしろはならないという慣行(余分にはとれないの意であろう)や、才原井にも才原井手のおとし(余水吐)から落とす分は井手から堰いては切っの規定はこうした対立の中で成立したものであろうが、ほか

りもあったようである。

うな形で存在してはいないことは事実のようである。取りの範囲内では確認できなかった。少なくとも村人が周知するよ文政約定書については調査期間が短かったせいもあろうが、聞き

ではないかと思われる。 ではないかと思われる。

する。

した。水をばっさり止めるのではなく、石を置いて取水口を半分に

切っもやったようであるが、次第にそれらではまにあわなく

なる。

生)、池田昌一氏(明治三七年生)〈以上本地〉 門藤幹夫氏〈甲斐村〉 聞取調査 河原寛二氏(大正五年生)、栩木栄氏、正伝 憲 夫氏(大正四年

④ 山の神井手(山田井手)

屋氏(屋号土居)の田二、三枚だったという。その延長は二キロメルであった。取水口は山田川(魚切川)の通称山の神にあり、その歩であった。取水口は山田川(魚切川)の通称山の神にあり、その上山の神井手反別帳によればそのかかりは一三町 五 反 三畝一五山の神井手(別称山田井手)の灌漑地域は山田及び桑原で、大正山の神井手(別称山田井手)の

桑原の水が不足し始めると、桑原の農民が上にあがって水を半々に神井手では旱魃の度合に応じ二段階の措置を採った。第一段階では山の神井手の水利の特色は旱魃時における番水慣行である。山の1トルに及び、小河川を水源とする割には長大な水路であった。

したのである。 通称荒神風呂にあった山田への分水点をとめ、全てを桑原方へ引水独占して水をとるという分配水を行なった。昼水になれば桑原方は独占して水をとるという分配水を行なった。昼水になれば桑原方は

桑原方に落とすことができた。 ・それを確かめた本人が対岸をかけ登り、荒神風呂分水点の水をら、それを確かめた本人が対岸をかけ登り、荒神風呂分水点の水をいた番台の上で銭(一文銭)の表・裏が区別できる程明るくなったる)。その家に昼水の権利をもつ桑原方が待機しており、置 かれていた番台の上で銭(一文銭)の表・裏が区別できる程明るくなった。それを確かめた本人が対岸をかけ登り、荒神風呂の対岸(山田川左岸)にもりひた。

変えれば桑原方に著しく有利になったからである。なぜならもりひらは山影にあって日のあたるのが遅く、その場所をその場合、表裏を確認する場所を変更することはできなかった。

て吉岡猪久馬氏からの聞き取りによった)。

いた人間が水を落とすといった行為も禁じられていた(以上主とし なかった。 また表裏を確認した本人自身が上にあがって水を落とさねばなら 即ち確認したのち仲間の別の人物に大声で連絡して、聞

概要は嘉永六年(一八五三)の旱魃の折、 考慮し、助ケ水として一口前を分け遣わすが、他人へ売却・譲渡の 水を引水しているのが発見され紛争になった。 の懸りであった五反田の三反五畝に土居久米右衛門が山の神井手の いる。そのうちの一群は山の神井手の流末五反田に関するもので、 史料数点である。 収したことを村人が不満とし、訴訟を起こそうとしたことに関する の田を売却しながら用水権を主張し、助水代として多分の代米を徴 しながら彼の子孫にあたる人物が明治一五年から二二年にかけてこ 際は水利権は消滅するものとし安政年間に規定書を作成した。しか 水利権は片田川にあるが、久米右衛門の山の神井手に対する貢献を の山の神井手に関するいくつかの記録が吉岡氏宅に保存されて 本来は片田川新ィ屋井手 協議の結果、正規の

なった詳細な記録(山の神井手下タ廻シ水覚帳)である 今一点は大正五年の旱魃で田植水が不足してきたので廻シ水を行

前者の記録で注目したいのは

「全ク其辺不」残新イ屋井手懸りニ相違無」之義ハ判然ニ候へ共、

山ノ神井手溝堀出夫連中ニテ久米右衛門相勤メ居候ニ付.(すべ)

は 溝堀とはいわゆる井手溝役、溝掃除等をいうのであろうが、単なる管 可能性が濃厚ともいえよう。 井手は文政(一八一八~)から嘉永(一八四八~)の間に作られた 出帳に山の神井手が登場しないことを指摘した。してみると山の神 ること数十年前に作られたことが考えられる。先に文政の国郡志指 右衛門は庄屋だった。この井手溝堀人夫を彼が相勤めたということ 理上の行為、労働奉仕ではなく、 という理由で彼の助ケ水の権利が容認されたことである。この井手 したことを意味してはいまいか。してみると山の神井手は嘉永を遡 山の神井手開鑿そのものを久米右衛門(ないしその先祖)が主導 溝掘鑿も含んだと思われる。

在の反別は大正期よりも大幅に減って全体が九五九・七アール、 ているような印象を受ける。また伝承として山の神井手は荒神風呂 までが最初にできて、のちに桑原に延長されたという話もある。 をほぼ等高線に平行に水路が作られており、高度な測量技術によっ 山の神井手を観察すると荒神風呂から桑原にかけては山腹の高所 現

の内訳は

桑原分八六四・七アー

山田分 田分の内荒神風呂より下流の分約三〇アール 九五・〇アー の限界にまで水田化されたことを示すものでもある。 にすわりこんで板ぐわを水につけ、身体を堰がわりにして自身の田 たが、こうしたことは山の神井手開鑿に伴い、 には相当な差異が出たものという。農民の死活を分ける行動であっ に水を引くのである。そうした僅かな水があたるだけでも稲の収量 てせよ」という言葉にみるように、口論の際も自分自身が水路の中 水田化がなされたのは、案外に新しい時期のことのように思われた。 堰があった。当初山田用水として作られた山の神井手を桑原まで延 れたものであろう。山の神井手に依拠する桑原分の耕地一○町弱の 長することを要請するにあたり、桑原方は大幅な譲歩を余儀なくさ 水源は山田にあり、その下流にもいくつか山田の水田を灌漑する井 には昼夜の折半は桑原方には苛酷なように思われる。山の神井手の となっている。 桑原は常習の水不足地帯だったのだろう。「水げんかは溝に入っ 山の神井手は八割方が桑原分用水なのだが、その割 一帯の畑地が用水量

⑤ その他の伊尾村における水利慣行

(**)
の「三川村大字伊尾高田千二百九十番地ヨリ千三百八番ノ九、千三の「三川村大字伊尾高田千二百九十番地ヨリ千三百八番ノ九、千三大正五年水利調査報告に記されたその他の慣行にもふれておく。

これはかなり新しい慣行である。藤高氏の話によればナメラ井手の

引水スル時例アリ」

っぱって高田に揚水したという。吉岡氏所蔵文書中の明治四三年契があり、ヨリスエに水を供給していたが、旱魃時には樋を掛けてひ余水を受ける川で、耕地整理の際作られたため整理川と呼ばれる川

約書には

意引水スルモ旱害ノ時ハ赤土塗又ハ土管ヲ敷設シ五ロニ分チ分②「三川村大字伊尾字大原ニ於テ一町一反歩ノモノニ対シ普通ハ隨

水スルモ費用ハ反別割トス」

慣行といえよう

右のような規定については詳しくはわからないとのことである。旱魃時にはあったし(コンクリートは禁止)、キリコも行なったが、沖田友太郎氏によれば赤土塗で井手を漏らないようにすることは

引水スル所アリテ旱害ノ時ハ切溝据へ分水ス、大字伊尾高田蘆「三川村大字伊尾村字永幸ニ於テ片田川ヲ堰キ約七町五反余歩ニ

上、水番ヲ附シテ順次ニ同シ水トスルノ慣例アリ」田川滑堰ハ普通ハ自由ニ引水スルモ旱魃ノ際ハ関係 者協 議 ,

新井谷井手ノ水上、杉ノ平井手以降ノ水ヲ引キ、然シテ杉ノ平④「大字伊尾字永幸瀬戸ニ於テ反別七町三反三畝歩ノ用水片田川、

井谷井手へ落ス事ニテ、杉ノ平井手ハ旱魃ノ時ト雖モ塗リ止メ井手溝ヲ下ル五十三間ノ所ニテ本井手用水ノ三分ヲ切溝ニテ新

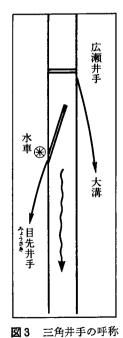
出来サル慣習アリ」

うな分水点が片田川井手に設けられている。コ(文中「切溝」)による分水は現在もみられ、七対三で分かれるよ前項③前半と後項④は同じ慣行をいったもののようである。キリ

が開鑿されたことを語るものである。
た事例をみたが、先行して新イヤ井手が存在し、のちに山の神井手りであったにもかかわらず、のちには山の神井手がかりに変更されりであったにもかかわらず、のちには山の神井手がかりに変更され

起源の方がより古いように思われた。げられており、文政以前には存在したものであるが、新イヤ井手の手に後発するものであろう。勿論両井手は国郡志指出帳には書き上にも新イヤ井手から大きな制約を受けていた杉ノ平井手は新イヤ井一 一方④にみたように平時には新イヤ井手に三割を分譲し、旱魃時

なお③後半は高木井手上流の滑堰においても、旱魃時には時間給



水を行なっていることを指している。

(3) 西上原村等における水利慣行

① 広瀬井手(三角井手、大溝)

太田荘域最大の平坦地、甲山本郷盆地のうち芦田川左岸・西上原太田荘域最大の平坦地、甲山本郷盆地のうち芦田川左岸・西上原太田荘域最大の平坦地、甲山本郷盆地のうち芦田川左岸・西上原太田荘域最大の平坦地、甲山本郷盆地のうち芦田川左岸・西上原太田荘域最大の平坦地、甲山本郷盆地のうち芦田川左岸・西上原

であり、今回の共同研究でもしばしば議論されたところである。こ的散村か惣村的共同体だったのかという基本的評価にかかわるもの水田主体であったのか大規模用水依拠だったのか、中世村落が孤立この井手が中世にも存在したのか否かは、太田荘の中世耕地が谷

の点を究明し得る資料は少ないが、以下本井手についての調査結果

内訳(屋敷、畠方<その内訳に山畑悪所>、 詳しい〉)が差し引かれ、次に「畝七拾三町二反八畝弐拾四歩」の 田屋御免地〈橋田屋孝婦阿姫女に与えられた免租地、『世羅郡誌』に 畝廿七歩」の「古荒川成池下道下切高共」ほか二反九畝強(甲山橋 逸郎氏蔵の複写本によった。原本は佃守氏蔵)の記載をみてみよう。 は「畝五拾町五反壱畝六歩」とされる。 して「畝七拾五町九反拾五歩」が記され、それより「畝二町三反一 ここでは元録十丑年(一六九七)御検地によって定まった数値と 最初に寛政四年(一七九二)子三月、『世羅郡西上原村指出帖』(池上 田方)が記され、 田方

畑のみで新田はない。また本差出帳では雨池の記述があり、有末池 は慶長六年(一六〇一)、長泉寺池は元禄七年(一六九四)出来とな これは井手掛面積が判明する点で貴重であろう。 っているが、しかし残念ながら堰、溝の記述を欠いている。 され、井手掛は「畝拾七町弐反」、内「拾町壱反五畝」 が水損所である。 次いで田方の内訳(旱損所、井手掛、雨池掛、出水掛、山田悪所)が記 なお御見取新開は

「七拾五町九反拾五歩」となっており、元禄検地高を踏襲して い 志御用下しらべ書出帳』(同上) である。 この点を補ってくれるのが文政三年(一八二〇)辰五月、『国郡 この書出帳でも 畝 数は

> 増加しており、御見取新開として田方二反三畝が記されている。 ことが明らかだが、田方は「五拾壱町弐反八畝九歩」と僅かながら

ていないようだが、堰・溝については

この書出帳には寛政帳のような井手掛や雨池掛毎の反別は記され

堰四ヶ所

大川本郷分ニ有

長サ弐拾五間

水 東之 井手

長サ八尺

同川 下之井手 東神崎村ニ有

長サ三間

長サ壱間

溝弐ヶ所

大川井 大川井手

長サ拾八丁五拾弐間

助貞井手

長サ壱丁三拾六間

れた堰・溝の形態は元禄年間までは遡り得るものと考えられよう。 と記されている。 田数に大きな変化がない以上、この文政帳に記さ

瀬井手を指していることは自明であり、その起源は元禄までは遡及 大井手とも大川井手とも大溝とも記される堰・溝が西上原随一の広

し得るものである。

堰のかかりは西上原で二九町あるが、寛政段階では井手掛は一七町 ところで留意したいのは大井手の灌漑面積である。 現在の広瀬井

手、東神崎に取水口をもつ助貞井手等小規模井手のかかりを含んだ 極めて不安定なものであったといえよう。 おいては広瀬井堰の灌漑域は大正頃の半分で、 差異や地租改正時の丈量方法の違い等の問題は残るが、寛政段階に 実である。さらに一九世紀にまぢかい寛政段階においてさえ井手掛 数値であったから、広瀬井堰のみでは一七町以下であったことも確 かに不安定な耕地であったかを如実に示すものでもある。度量衡の のうち一○町五反強と六割が水損場所であったことは、井手掛がい 一反に過ぎず、しかもこれは他の水兼川から の 角 之 井手、下之井 かつ水損等によって

次に大正五年水利調査が記述するところを検討する。

- 1 「甲山町大字西上原字流、宮田垣内、鎌倉、馬上、沖河原、 内ニ於ケル用水灌漑関係者ニ割当支払ヒ、溝及堤塘ノ修繕ヲ要 内外ヲ金銭ニ換算支払フ、東大田村ニ於テハ、之ノ溝料ヲ同村 水溝ヲ引キテ三十町八反歩ニ灌漑シ、其対價一ケ年米三石二斗 スルトキ、 天神原ノ七字ハ、東大田村大字本郷字広瀬ナル芦田川井堰 其修繕費ハ各地主ニ自弁セシム」 隅田
- 2 「東大田村字本郷字広瀬大田川大井手溝掛リ、 西 番地田十五歩ヲ溝ニ使用シ、 |上原ヨリ受クルモノニシテ地目ハ田トアレトモ実地ハ溝渠ナ 其料一斗七合(此ノ溝料ハ甲山町 大字本郷川口十五

Ų, 同大字、 字広瀬六百十九番地田一反八畝十歩此ノ 溝料

斗ヲ支払フ」

3

他にもあったことを記すが、①に較べると代価が少ない。 料といわれるものに該当するが、後者はその額からいって、一反八 地目は田となっているというから、明治地租改正後に水路拡幅ない 井料米であろう。②では同じく上原が本郷に支払う井料米の一種が である。およそ一反半程の田地からの収量に相当するが、いわゆる との代価として、上原が毎年米三石二斗を本郷に支払うという内容 東大田村(現世羅町)本郷と、甲山町上原との間に明瞭に差異のあ し変更に伴い水路敷となったのであろう。一斗七合及び一斗は溝敷 ったことを示している。まず①は広瀬井手が本郷地内を通過するこ 右の三つの事例はいずれも広瀬井手の受益、維持管理等において 「東大田村本郷字川ロ大田川井堰ハ旱魃ノ際甲山町大字西上原地 時ハ両岸ノ田ニ自由ニ用水ヲ汲ム習慣アリ」 内へ分水ノ方法アレトモ、 ノ習慣アリ、右井溝ハ大字寺町宇土井手ノ間ニ於テハ、旱魃ノ 東大田村地内へハ自由ニ用水ヲ取ル 各二筆の

減ると『きっすい』(吉水)といって上原は時間水になった。 東大(5) ③に関連して平野晃氏 (本郷・大正六年生) は、「三角井手の水が 畝十歩のうちの一部分だったものであろう。

田も少しは遠慮したが、東大田一町分は自由に取ることができるきまりだった。世羅町(東大田)は三角井手がなくともやっていけなまりだった。世羅町(東大田)は三角井手がなくともやっていけなを渡すため井堰ができているが、雨が一旦降ると去ねる(なくなる)。するとまた上原のものが出て堰くが東大田は出ない。宇土井手は西大田の堀越にある井手で水は寺町分へとる。宇土井手は西大田の堀越にある井手で水は寺町分へとる。宇土井手より下を流れる水は普通なら三角井手の権利のはずだが、もれ水としてもともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる(くみともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる。

だから、 両村は中世以来太田荘大田方、同桑原方として線引きされていた訳 なってから以降の産物であることも明らかであろう。 する自律的・排他的・閉鎖的な村 る時期であるが、 手開鑿と同時に成立したと考えられよう。 担等多くの点で譲歩したことが明瞭である。 手料の納付、東大田村内の水利権の無条件付与、井堰補修の完全負 広瀬 (三角) 井手開鑿にあたり、上原が世羅町分通過の代償に井 それを基点とすれば中世前期にも遡り得る理屈になるが、 東大田村本郷と甲山町上原がそれぞれ利害を異に (惣村) として確立されるように その時期は元禄以前のあ これらの慣行は広瀬井 もっともこの

世初頭に形成されるのではなかろうかと考えている。私自身はこの地域におけるこうした閉鎖的村落は、中世末期から近

次に三角井手(大溝)が灌漑するのは東大田のほか西上原上(流、鎌倉)、西上原下(沖河原等)であるが、圃場整備以前の西上原上の以下一二〇頁図参照)。大溝と石州街道との交点(字流の西端)には「三分」と呼ばれる分水点があり、本線の七分に対し三分を取水した。本線七分の灌漑域は二七町にも及ぶが、三分はその十分一にも及ばない二町弱にすぎなかった。それはこの地域に「しょうけ田」(しょうけはザルと同意)と呼ばれるような水持ちの悪い田が多くあったからで、朝に一回水を入れても晩にもう一度入れなけれあらなかったという。この地に砂礫が多かったのは、自然堤防上を水田化したためではないかと思われる。

者によって耕地の徴地形を復原してみると、沼城跡の南方には徴高過している。またその下流に沼城堀跡の東を通過する分水もあった。西上原上の耕地には古川筋と呼ばれる場所があり、古川とか、どの一図二葉(西上原上、下)であるが、各筆ごとに地権者名を記したものと、各筆ごとに水田レベルを記したものの二種類がある。後れものと、各筆ごとに水田レベルを記したものの二種類がある。後れものと、各筆ごとに水田レベルを記したものの二種類がある。後れものと、各筆ごとに水田レベルを記したものの二種類がある。後れものと、各筆ごとに水田レベルを記したものの二種類がある。後れものと、各筆には田中溝で、田中屋敷の南と沼城堀跡の南を通次に大きな分水点は田中溝で、田中屋敷の南と沼城堀跡の南を通

たという。

が、実際薮のみで堤防のなかった頃は洪水時に氾濫することもあっそれが古川筋であろう。流という小字名もそうしたことを窺わせる地があって、その南北が低くなっていることがわかる。この北側の

た古川筋の地力は低く、牛も入れないところがあったという。で、古川筋横断に際し、とい(樋)がかけられた箇所もあった。ま古川筋南方微高地への用水供給は北方にある大溝よりなされたの

いわゆる「あげ水田」が何枚かあった。への給水を一旦停止し、堰によって揚水しなければ灌漑できない、一方大溝にそった田の中には溝より高い位置にあって、他の水田

れる。寛政段階に到っても六割の水損があったことは、こうした大大満の水路には一部旧河道を利用した部分もあるようにみうけられて水田化されたものと考えられる地域は元禄以降の新田と考えたい。れて水田化されたと考えられる地域は元禄以降の新田と考えたい。大溝の水路には一部旧河道を利用した部分もあるように元禄以降大正までに耕地は一七町弱から二九町に増加しているが、こうしたやや遅れて水田化されたと考えられる地域は元禄以降の新田と考えたい。

一帯の開発順序は

溝の構造にともなう宿命ではなかったか。

(1) 芦田川旧河道の廃河川化(古川が芦田川本流ではなくなる)

的なものとなり、腐植土が堆積する)(廃河川としての安定(古川の流水はごく限られた短期・一時期)

(II)

積はおよそ一七町弱) 用水不足水田の安定水田化がなされる。この頃の西上原分灌漑面川、大溝の開鑿(従前の谷水、池水がかりの末端の畑ならびに一部

田の水田化、西上原大溝がかりは二九町に拡大) 、大溝がかり内の畑地の水田化(樋の設置、しょうけ田、あげ水

考えている。 イコールとみるのが適切であろう。従って町大溝開鑿は近世初頭とどコールとみるのが適切であろう。従って町大溝開と、(1)、(1)の段階はが、沼城の立地を考えると、(1)、(1)の段階こそが沼城の防禦の最もの四段階として考えたい。大溝開鑿時期を断定することはできないの四段階として考えたい。大溝開鑿時期を断定することはできない

② 羽崎堰(馬場先井手)

を以て、永代の例とす、元禄中の人橘鷹氏なり」 「川尻村stoplin 六郎右衛門 村の庄屋なりしが羽崎堰を改め作りて陰地日南両谷の田水利始めて足る、其恵広し、此の水を受くて陰地日南両谷の田水利始めて足る、其恵広し、此の水を受く『世羅郡誌』(昭和二年・世羅郡教育会)の記述を引用しておく。川尻村が受益する芦田川本流・羽崎堰(馬場先井手)については

増加したのであろう。 増加したのであろう。 増加したのであろう。 増加したのであろう。 増加したのであろう。

4 大田方における水利慣行

① 佐桑(釈久和)池

は一旦開鑿工事(オープンカット)を行なったのち、水路の上に石 ****ない。 ****ない。 ***ない。 **ない。

蓋が置かれてその上に土が堆積しているので、一見トンネル風の水

路となっている。

い」と呼ばれる分水点がある。 おさに亘って水を分配する下流域である。 両者の 接 点 に は「ちが(ぎ)地域がある。前者は自由に 取水 できる 上流部で、後者は五日五よ地域がある。前者は自由に 取水 できる 上流部で、後者は五日五よ佐桑池のかかりは「あて流し」の部分と、番水を行なう部分の二

有美には山を越えた佐桑池のほかに、稜線の手前、自然の水系内にも池があって、新池と呼ばれている間に降雨があって、わら屋根かのみを使った。新池を抜いている間に降雨があって、わら屋根からしずくが落ちたら池の水をとめた(昔のわら屋根は水分を含むの水のみを使った。新池を抜いている。この新池の水は苗代水に使のしずくが落ちるまでにはかなりの種を抜くまではこの池の水のみを使ったらとめる)。

二五日分あるといわれており、この田ごしらえで三分一弱が消費さをした。 でも松明をたいて、てび(かがり火)をあかして牛 を 使った た。 夜も松明をたいて、てび(かがり火)をあかして牛 を 使った た。 でも松明をたいて、てび(かがり火)をあかして牛 を 使った たった。この時には時間給水はせず、下がすむまでいっさんでやった。 この時には時間給水はせず、下がすむまでいっさんでやった。 この時には大池から「かきた水」を出し、田ごしらへ(代かき)

れた。 の水を抜いている間に雨が降れば、代かきをしてもよかった。 なおかきた水は五月二九日からという決まりだったが、 新 池

さんに頼みに行く。 ちな下流域)の人が水が足りないと思えば、四、五人相談して池番 は昔から有美だけで、平之城からは出さない。池下(水が不足しが れている谷水)で養い、足りない者は夜水(上流の余り水)を引い .ができて田植が終わると、ふだんは地水(池を抜かなくとも流 いよいよ不足すれば佐桑池の樋を抜いた。佐桑池の水の役員

ではしごをかけておりて抜いた。一方とめる方の仕事は池番の仕事 に米一升もらえることになっていた。 いくように見まわることも重要な仕事であった。 池の水を抜くのは各戸、家ごとの順番の仕事になっており、 池番には特別決まった報酬はなかったが、樋を一回とめるごと ほかにどの田にも水が平等に 栓ま

たらまたとめるが、晴天が続けば五日五よおさ、水を流した。 池の水を抜いて、途中でワラ屋根からしずくが落ちる程雨が降

> はちがいの田が水もちの悪い田であることによるという。 での三〇分ほどの間、水をあてることができる慣習であった。

こうした慣行によってその年の番水表が作られると、

じゅうのすえという。佐桑池の場合は小字田竜、通称やくしんたえへ薬師田 五日目ひてい(一昼夜)は平之城、三・五日目以外の晩(一・二・ か、現警察官舎周辺〉がじゅうのすえ)、二日目昼は十日市(十日市ソネ) 即ち一日目昼はじゅうのすえ周辺(用水の流末を一般にこの地方では 三日目昼は平帽子周辺、 四日目昼は博労田上方、三日目晩と

木製の番水表が掲示されて、

周知徹底されたのである。

った堂(堂さん)に、「何日何時より何時まで

誰々」と記された

十日市にあ

これ

永(小川氏宅)の蔵の土壁が全部かげったら夜水であり、また昼水

なお昼水と夜水の切替えは今は時計によっているが、

昔は屋号時

博労田という田があり、 順に水を流した。 兀 た」より北西周辺地域の [の晩) は通称「かりま ほかに

朝、 った。また平之城との分 てることができる田であ せる草)を刈る間、水をあ めご草(牛に食べさ

時に「ちがい水」として 下のものがとりにくるま も夜水と昼水との切替え 岐の「ちがい」近くの田



写真2

毎日朝水をあてる。 即ち 十日市の堂

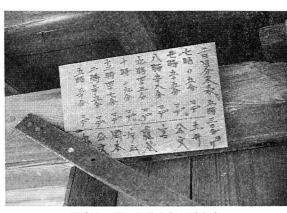


写真3 堂にかけられた番水表

手具3 室にかけられた番水

たという。

ぐさの苅り終わった時刻

がその目安と決まってい

をあてる都合から、

めご

については博労田に朝水

とりした慣行は一見不合理なようにもみえるだろう。特に昼の割り当て 地域と晩水の地域を隣接 地域と晩水の地域を隣接 して一人の人物が所有し ている場合、同時に水が もらえないため、結局ひ さい、(一日がかり)にな

佐桑池の歴史は未詳である。池の名は「さくわ」という娘を人柱ており、全員がこの慣行に従ったのである。方法が水を平等に配分する上では最も合理的な方法であると納得し

ってしまうというような不都合な点もあった。それでも村人はこの

佐桑池は『芸藩通志』に作桑池、また佐津久和池としてみえておの書き物があったが焼けたともいわれている。にしたことに由来するという伝承があり、原氏宅には池を造った時佐桑池の歴史は未詳である。池の名は一さくわ」という娘を人柱

で明瞭な史実のようである。それらのことのみが、池の歴史の中たる時佐桑池の嵩揚げをした。それらのことのみが、池の歴史の中佐桑付近で千把火(山頂で火を焚く雨乞)をする程の旱魃があり、り、文政以前に存在したことは明白である。昭和一四年、有美でも

畑地か原野であり、 にしていると思われる。従ってあて流しの部分は佐桑池造成以前か 端 といった中世的地名は勿論前者の水田の周辺に存在する らの水田部分、番水地域は佐桑池造成以後の水田部分でそれ以前は しなかったであろう。あて流しの権利はこうした歴史的経緯を背景 ら、佐桑池ができたからといって、不自由な番水制度に加わることは 佐桑池ができる以前には当然地水のみで養っていたはずで ある 流し区域は明らかに谷田地形であるが、後者の番水区域は尾根の先 たものと考える。即ち地形を観察すれば明らかなように前者のあて 築造される以前の地水(本来の谷水)の水利権に対する差異より生じ の部分の差異が生じた歴史的経緯である。 流し(ちがいより上流)の部分と、 も極めて水利権の薄弱な水田だったように思われる。公文、 ただ池の歴史に関して注目したいのは佐桑池がかりのうち、 谷地形からは一段上にある高位水田なのである。谷水田部分は 仮に有美川地水を引水する水田があったとして 番水慣行に規制されるちがい下流 私はこの差異は佐桑池が あて か

佐桑池造成時期については未詳であるが、高度な測量技術から考

えて近世後期を想定しておきたい。

桑池周辺の水を有美にとられた形になるが、別に独自の池もあった方がいつ頃に起源があるのかも問題となるところである。国久は佐力がいつ頃に起源があるのかも問題となるところである。国久は佐本地が自村内にあったからであろうが、このような境界のありなお有美の地籍は佐桑池を含み、国久地籍との境界は池の谷の下

聞取調査 小川勇氏(昭和八年生)、宮利夫氏、戸石文吉氏(明治三三

年生)より

にして示して今後の調査に備えることとする。場建設課所蔵の昭和四二年水利調書(県提出分の控)を一覧表の形お調査不十分であった世羅町管内の用水体系については、世羅町役以上が芦田川本流域を中心とした水利関係の調査結果である。な

表 4 昭和四二年世羅町水利調書

稲作に不都合はないようである。

一,芦田川

										-
石揚水機組合	合 西神崎八反田用水組	西神崎六馬力揚水場	西神崎宇城揚水場	西神崎増見揚水場	西神崎北森水揚場	西神崎末常沖揚水場	西神崎大田橋水揚場	今東揚水利用組合	平之城沖水揚組合	名称
"	"	"	"	"	"	"	"	芦田	—— 芦 田	取
					£	£	£	川	川	水
					(右岸)	(右岸)	(右岸)	(左岸)	左岸)	地
	水も併用) (神崎大池 (双				≡ ha			堤防付近八反	ha 本郷田龍、 ha	灌
	と青山、田谷田、栗元、中							区	川口、広瀬の	漑
	行溝を用り								部四	域
(中略)。昭和四○年広瀬井堰の同意を得て、広あり、屋ン日取水井戸から揚水することとなり杭ヶ鼻堤塘付近より揚水設備により取水の際、二年頃耕地整理後字屋ン日に取水井戸を設け、川治九年頃より旱魃の際、尾コ石掛総出動によ明治九年頃より旱魃の際、尾コ石掛総出動により	るという趣旨)の同意を得て揚水施設を設けた(同意書の内容の同意を得て揚水施設を設けた(同意書の内容ンプが普及、布設。昭和一九年神崎大池完成後明治以前より「てんびん」と呼称する人力揚水	同右、掲水期三~四回揚水	神崎大池完成前は小さい溜池と芦田川の揚水	耕地整理前は天坪で取る<昭和初期耕地整理>	"	年二、三回 同右	三戸、渇水期のみ、神崎大池完成前は芦田川流	耕地整理以来、渇水期のみ	昭和二年従来の溜池を揚水とす	沿
広瀬井堰関係者に支障をきたさない範囲り、昭和一六年固定施設により揚水利用り、昭和一六年固定施設により揚水利用、広瀬井堰掛と堰内揚水について紛争が、芦田川の水を引き入れた。昭和一四年より川上の替上げをしてきたが、大正一より川上の替上げをしてきたが、大正一	は紳士協り、お不足し、			V			水のみ			革

是国井手	たかはし井堰	桑ノ木井堰	二俣頭首工	薬師井堰	乙堤	時重井堰	東堰	日野女井堰	竜田揚水機	越見揚水機	越見前末平井堰	賀茂桑又井堰	重永城ヶ鼻井堰	重永中堰	中原広瀬井堰用水
左岸が主	右岸	左岸	右岸	左岸	左岸		左岸			_				芦田川(左岸)	
一二・五加(岩鼻橋まで)一五a	年編入〉一二・四ha昭和三六へ寺町字西福寺の一部昭和三六本郷字月山、本田、今東、小森	部五品の一番田、平帽子、広瀬、川口の一番田、平帽子、広瀬、川口の一		本郷平帽子、寺町広瀬一・五加	平之城五町二反六畝	今東下流一町二反五畝	本郷字広瀬一町三反一四歩	五反一畝岡田、日野原、白金、福貞九町	二反三畝(個人用)		山、末光、九町九反五畝四歩畦梨、福貞、妙見、柳ヶ坪、小	賀茂東一部一二町六反一畝	一・九m、ナンバ板 原発、鳴滝、二八八ね 重永(鳥落、鳴滝、	九 ha	
明治以前、灌漑及び水車のため開鑿。自然の流れこみ、水量少なきときは古むしろ、 明治以前、昭和三四年洪水に流れ、上堰、下堰の同意を得、コンクリートに復旧	100	ためおとすためおとすが一たが一次では、アルカリンの大学をでは、アルカリンの大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、では、では、では、では、では、大学をできる。	明治以前	練石積	明治初期? 水不足時には分水	明治以前	明治二〇年以前から申し合わせ組合	は揚水を中止する。補給用水芦田川右岸三反歩(明治以前)昭和二六年まで自然石、板、福見揚水誓約書に二番井堰より落水なき状況に到る場合	は古い時代(二代前)で未詳元にある。大正中期から手押ポンプ、昭和二〇年バーチカル。他地域の許可を得たの元ため池、大正中期から手押ポンプ、昭和二〇年バーチカル。他地域の許可を得たの	日野女井堰流末、大正中期より芦田川から手押ポンプで揚水	末平の先祖が大改修、昭和二四年まで石積	年代不明、昭和三〇年旧来木造堰を改修、板堰		田 労 六時	廃止。昭和一七年コンクリート堰、取水調節自由明治以前の古い時期に取水開始、昭和一〇年頃までは村が土俵堰の費用を負担、以後一の余水を揚水するポンプ施設設置

広瀬堰 堰	いでのひら	大迫堰	堂免用水	圧治酵用水	梨迫用水	惣浜用水	西平用水	寺本田井堰	河堀用水	一丁田用水	つきまわし井堰	せんてい井堰	しんがい井堰	ドブドブ井堰	梅の木用水	(义) 戸張川	貞光井堰は紛争多く、※ 杉安井手は揚水機との(■)田 打 川(略)	田 大 中 堰 井 手 手
左左岸	左岸	右岸	右岸	 左 岸	右岸	左岸	左岸	右岸	左岸	 右岸	左岸	左岸	右岸	左岸	 左 岸		7	右 左 右 岸 岸
)一部二町六反一町一反	大迫、堂免一町九畝六歩	大迫の一部一・五㎞	一。 四 ha			六八a	一八 a	新開一四ha	五反		// ==== a		戸張新開 一六a	新開 三〇a	屋原一・五六畑戸張梅の木、吉舎町大字雲通固		昭和一五年旱魃時には水争いが極まりに達し、間に紛争あり(昭和三一年)	一八加(出口、岩崎、月山、本一八加(出口、岩崎、月山、本一一页)
渇水期土俵、直助溜池を利用、江戸時代初期 江戸時代初期、渇水期水番、字鳥ノ子は直助溜池を利用	"	〃 かけ流し、水利紛争なし	"	〃 取水地堂免	"	〃 隣地の苦情もなし	"	"	"	〃 昭和二四年改修	"	//	〃 〃 板なんばん	"	明治以前、水量豊富		達し、一番堤大平堤と貞光井堰の間の水堤は全て撤去	明治以前、昭和一四年旱魃の際、深谷溜池を作る。非灌漑期も水路維持のため、少量明治以前、渇水期土俵、水利紛争なし明治以前、渇水期土俵、水利紛争なし出、渇水期土俵、水利紛争なしました。 ふつうはかけ流し、旱魃時時間給水

二、芦田川流域の灌溉用水と水利慣行

山根用水 戸張川右岸		木正田堰 右岸	木正田綿屋堰 水別川左岸	五反田井堰	開谷井堰	裏の神取水口 水別川	(Ⅵ) 水の別れ川(水別川)・戸張川	幸の神用水 右岸		堰并水路	水揚げ(名無し)	野原沖揚水ポンプ 左岸	宮本堰 右岸	車堰	黄幡堰 左岸	(文) 美波羅川	大地頭首工 左岸	柴田頭首工 右、左岸
六八 a	i a	六九a	二反五畝	安田字五反田二八〇a			<i>J</i> 11	二町歩	≡ ha	瀬波戸、権現、鶴ヶ巣	権現	津口、野原、蔭地一八ha	四 ha	亀尻の一部、赤坂二h	津口、小口の一部二町九反		三・四ねの一三・四日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	竹の鼻三・○ha 右岸東田地区、左岸竹の鼻地先
明治以前	溜池渇水時には灌水できない条件で加入 明治初年、開田と同時、道場溜池より番水、元は二戸、昭和三〇年新規加入の一戸は	/ 岩盤上にのづら石	"	"	明治以前	注水口ヒルガソウ川		一給水源は直助溜池、ヒルガソウ川中有田井堰に合流(明治以前、取水地は岩盤で少量の石づみで取水、今一mぐらいの木材、石材使用。補)	明治以前	明治初年までは深田	大正一三年、かつては深田、溜池も施設はある	昭和二二年	明治以前、土砂堰を昭和四一年改修	大正まで水車、明治以前	明治以前		明治以前	

江戸時代			森光井手
"	三反六畝	安田川	下井堰
		右岸	政成井堰
"	五 ha	右岸	和田頭首工(正田)
"	i O	左岸	馬橋頭首工
明治以前のクロートのアンドラー・アンドアンドラー・アンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドア	≓ ha	右岸	魚切頭首工
"	五五a	右岸	
明治初年、水利紛争なし	右岸一〇a	右岸	原取水口)
明治以前、水利紛争なし	月谷中心一〇ha	右岸	大道平井堰中ぞ取水
		右岸	水口) 石田頭首工(山野取
"	一 八 a	右岸	増都田取水口
明治以前	二反步	右岸	森重堰(落合取水口)
	六〇a	左岸	名称なし
	五 〇 a	右岸	下山頭首工山下取入
江戸時代末期		左岸	田取水口)
〃 水利紛争なし	宮沖上側六五a	左岸	重友(関係)用水
〃 ふだん石づみ、渇水時砂または土	二〇六a		清住井堰
〃 全部堰きあげる	宮沖、田幸、為常三九〇a	左岸	福永井堰
明治以前、土、石	徳市宮沖五〇 a	黒渕川左岸	仁反田井手

Ж 以下は追加資料か

揚水三百せきの了解、昭和二一年郷水利組合、芦田川左岸一二町、昭和二四年水越揚水機(芦田川左岸)、宮の下揚水機(同)、堀越揚水機(同)、昭和二七年中鳥揚水機(芦田川左角)、平田堰、戸張川(平田、かさま、平原二四)、車堰、戸張川(左岸四反、水車あり明治以前)昭和二七年タービンボンブ(芦田川)、昭和二三年日南用水組合、昭和三五年三郎丸平田堰、戸張川(平田、かさま、平原二四)、車堰、戸張川(左岸四反、水車あり明治以前)昭和二七年タービンボンブ(芦田川)、昭和二三年日南用水組合、昭和三五年三郎丸 岸)、政信揚水機(同)

昭和三三年農業用水利用現況調査(抜枠)

町、宮野三反五畝、黒渕川、魚切上、下、反原上、下、仲曽、目谷右ヵ谷、そうず、森清、新開上、下、仁反田、重友、石木屋、福永、山根、大城根、前野広 平ノ城川、平ノ城、岸田五反、柳草六反、一本杉三町二反、梶原竹の下二町七反(無名、一町二反)、本郷、しゃくわ二四町、わりひめ三町、新池五町二反、岩岡六反、東久保1 (以下略)

まとめ

ようなことが指摘できよう。以上みてきた用水路のあり方、水利慣行のあり方を通じて、次の

流域の水利が安定し、明治・大正期にみられた水利が確立される三井手間の水利慣行が文政年間に成立しているように、芦田川本な水損田が生じている(広瀬井手)。最大の支流矢多田川 からのと考えられる(羽場先井手)。また改修後であっても本流 からの的形態になった。それ以前には水路はあっても規模が小さかった的形態になった。それ以前には水路はあっても規模が小さかった

考えられるものが少なからずある。
引水し桑原を灌漑する山の神井手のように文政以降に作られたとは、芦田川支流の中小河川を水源とする用水の中にも、山田川から

のは近世後期以降であろう。

終了していたが、近世には溜池の築造等により、谷田周辺の小尾戸 中小河川を水源とする谷田地域は中世にはある程度まで開発が

桑池の事例)。

根先端、台地状地形にも開発が及び、高燥地が水田化された(佐

して、復原作業を行なら必要があるだろう。
 して、復原作業を行なら必要があるだろう。
 して、復原作業を行なら必要があるだろう。

ば、第一段階としては一応意味のある調査だったと考える。 (当) 村落像に迫りたいとした。近世の村の姿についてもこれらの文献を さらに精査し、現地調査を精密に行なうことによって、より正確な さらに精査し、現地調査を精密に行なうことによって、より正確な さらに精査し、現地調査を精密に行なうことによって、より正確な さらに精査し、現地調査を精密に行ならことによって、より正確な さらに精査し、現地調査を精密に行ならことによって、より正確な さて本稿でははじめに近世の村の姿を復原したのち、中世の荘園 さて本稿でははじめに近世の村の姿を復原したのち、中世の荘園

になって、中世伊尾村の荘園景観について素描を試みることとしたりか。既に述べたように伊尾村の場合、上原村や寺町村のような在地の状況を知り得る中世史料がない。正確な復原という点では著し地の状況を知り得る中世史料がない。正確な復原という点では著したの本報告書九集石造遺物調査をもふまえつつ、あえて絵をかくつもり、ので本共同研究における目的をはたしたことにはなるまい。そこで本報告書九集石造遺物調査をもふまえつつ、あえて絵をかくつもり、い困難があるが、しかしながらない。正確な復原といいがなものだっただろうか。既に述べたように伊尾村の荘園景観について素描を試みることとしたといる。

等の名主屋敷があったほか、有宗名、行守名等があった。
なは現在の水田面積の半分も水田はなく、特に今日山の神井手がかには現在の水田面積の半分も水田はなく、特に今日山の神井手がかいまず太田荘桑原方の語原となった桑原一帯をみよう。中世の桑原まず太田荘桑原方の語原となった桑原一帯をみよう。中世の桑原

た。

、大仙神社や天王がそれぞれの名主屋敷の周囲に祭られていがあり、大仙神社や天王がそれぞれの名主屋敷の周囲に祭られていわずかな水田が存在し、近守名、末正名、次郎丸名等の屋敷、名田桑原の南方近森には片田川から引水する小規模な用水によって、

等があり、名主屋敷周辺に大将軍が祭られていたほか、ゴデンジ近があって水田が開かれ、貞宗名、光清名、末国名、国守名、末時名があって水田が開かれ、貞宗名、光清名、末国名、国守名、末時名の田には芦田川本流から取水する、今日とは異なる小規模な井手

模な用水があり、芦田川から取水してわずかな水田を養っていた。寄末、高村には水田は少なく畠地が多かったが、今日とは別な小規辺に堂もあって、堂のまわりに堂免、修理免などの免田があった。

群があり、周辺に依末名、吉弘名、高村には守清名、末元名等があかれ、伊尾・本郷間大道の見張台となっていた。薬師堂には五輪塔ここには伊尾村の総鎮守井原八幡神社があり、隣接して尾首城が置

った。

積と人々でにぎわった。 積と人々でにぎわった。 大路の名主や作人の屋敷がそれぞれの谷ごとに何戸かずつ名、為久名等の名主や作人の屋敷がそれぞれの谷ごとに何戸かずつの、 がは明斐村はいくつかの谷田があり、四郎丸名、国実名、清光

り、産土神の天神社もここに祭られていた。
ち、産土神の天神社もここに祭られていた。
な作られていた。名は依遠名、兼清名、光守名等があり、特に依遠が作られていた。名は依遠名、兼清名、光守名等があり、特に依遠が作られていた。名は依遠名、兼清名、光守名等があり、特に依遠がのから水を取る用水も、今日とは別形態の短いものであったが、本地は現在安楽坊のある谷に水田があるほかは畠が多かったが、本地は現在安楽坊のある谷に水田があるほかは畠が多かったが、本地は現在安楽坊のある谷に水田があるほかは畠が多かったが、本地は現在安楽坊のある谷に水田があるほかは畠が多かったが、

(十二坊)の周辺には地頭寄進になる宝篋印塔をはじめ多数の石塔下津屋は伊尾では最も宗教的環境を備えた地域であり、地頭氏寺

ない。) には修理免等の免田が多くあった。(勿論にいや井手は存在 していた。水田は権現山の本谷の谷水を利用した迫田が中心で、その下部が乱立し、また経塚も造られていた。山麓には多数の塔 頭 が あっ

本流々域を離れた山田谷、片田谷、そして上組の谷の景観は谷水田であり、若干の水田領域の差異はあったが、景観そのものは今日とよく似たものであった。片田谷の貞清名、草田の成末名等があったが、平坦部のような石造物の造立はあまり行なわれなかった。伊尾の中心はやはり桑原から甲斐村にかけての一帯であったようで、おそらく地頭の屋敷もこの地に営まれたものと考えられよう。以上が本調査を一旦終了した結果、復原し得た中世太田荘伊尾村の景観である。

註

- (農林水産省図書館蔵)を利用した。 (1) 関東大震災に焼失したため昭和一四年に復刻された孔版プリント本
- らなる精査が必要と考えている。(2) これらの井手名については人によって呼称が異なることがあり、さ
- 小谷である。 に古屋荒神が画かれているが、木香川流域ではなく矢多田川に面する (3) 古屋は甲斐村の屋号で、門藤幹夫氏所蔵絵図でも浄鏡寺の北東の谷
- (4) 下津屋の芦田川左岸、現在薮となっている部分はかつては水田で、

(5) 「吉水」という用語は大和国能登岩井川等に関して『大乗院寺社雑事記』にも登場しているが、これは転義で、元来吉水(切水)とは減水、渇水およびそのいるが、これは転義で、元来吉水(切水)とは減水、渇水およびその場合中連の史料があるが(髙島緑雄「近世的用水秩序の 形 成 過 程」のは、「古水」という用語は大和国能登岩井川等に関して『大乗院寺社雑れより生じる時間制限水をさすことばだったと思われる。

(文化庁文化財保護部記念物課)

Villages in the Basin of the Ashida River

HATTORI Hideo

The report is divided into the first half ("myô" of the recent times-restoration of place names) and the latter half (restoration of irrigation in the recent times and modern ages). In the first half, the report takes up Io village which was the center of Kuwahara - kata in Ôta - no - shô and attempts are made to restore the place names mentioned in the land survey register of the recent times, i. e., the land survey register of Io village in Kansei period, and to restore "tômyô" mentioned in the "o-tômyô" book of Ibara Hachimangu, the village shrine of Io village in the Bunka ~ Kôka periods. This work, at first hand is the restoration of the true picture of the village in the recent times. As the examples of Nishi-uehara village by the preceding studies show, there are many cases that the names of the recent times inherited the names of the middle ages in some form or other. Through the restoration of place names and other names, considerations are made to the distribution of names, how the trade and commerce were conducted at the market and "watari", and what the shrines, temples and houses were like.

In the latter half, the irrigation customs are restored in the villages on the basin of the Ashida River. Mainly, attempts are made for restoration of the customs mentioned in the survey reports of the Agriculture and Commerce Ministry in Taishô period. Also, the customs of the villages not mentioned in the above survey reports are restored. Investigations are made on the relations, etc. of Sakuwa pond that irrigates Ôta-kata, Hirose sluice that irrigates Nishi-uehara, Yamanokami sluice that irrigates Io Kuwahara, Takagi sluice that irrigates Takagi and Takada (Yorisue), Saibara and Niiya sluices that draw water from the Yatada River and irrigate Honji and Shimotsuya and Kaimura sluice on the other side of the river. Although the complicated irrigation customs in order to distribute water equally were stipulated for these sluices, it is confirmed that in some places there was a difference in strength concerning

175 (1)

the water right. It is thought that such difference occurred when the newly developed lands were discriminated against the existing lands in the process to expand the irrigation channels. Since some of the irrigation facilities having such customs were constructed using a high level of technique and were large-scaled, it is assumed that many of the irrigation facilities in the basin of the Ashida River were expanded in the recent times and modern ages, and thus most of the irrigation facilities constructed in the earlier periods (in the middle ages) were small-scaled.

(2) 174